

**自己資本比率** 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しています。なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しています。

### 連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:百万円)

項目	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末			
基本的項目	資本金 うち非累積的永久優先株	/	/	1,041,767	1,041,538	1,038,110		
	新株式払込金			411,307	402,772	402,577		
	資本準備金			—	—	—		
	連結剰余金			899,521	899,521	899,521		
	連結子会社の少数株主持分			151,963	180,308	196,060		
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			303,581	319,237	383,921		
	為替換算調整勘定			—	—	283,750	283,750	283,750
	営業権相当額( )			—	—	—	—	20,939
	連結調整勘定相当額( )			—	—	—	—	224
	計 (A)			1,832,430	1,711,390	2,396,833	2,440,605	2,496,449
補完的項目	有価証券含み益の45%相当額	344,345	—	—	—	—		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	97,653	53,249	51,672	46,670		
	一般貸倒引当金	114,490	117,831	242,654	227,338	163,151		
	負債性資本調達手段等	1,453,520	1,570,316	1,428,886	1,382,246	1,141,806		
	計	1,912,356	1,785,801	1,724,789	1,661,257	1,351,627		
うち自己資本への算入額(B)	1,832,430	1,711,390	1,724,789	1,661,257	1,351,627			
準補完的項目	短期劣後債務 うち自己資本への算入額(C)	—	—	—	—	—		
控除項目	控除項目(D)	—	—	999	999	13,752		
自己資本	(A)+(B)+(C)-(D)(E)	3,664,861	3,422,780	4,120,623	4,100,864	3,834,324		
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	37,826,380	34,146,558	30,629,473	30,676,736	31,812,599		
	オフ・バランス取引項目	3,216,235	3,030,584	2,518,086	1,824,204	1,924,737		
	信用リスク・アセットの額(F)	41,042,615	37,177,142	33,147,559	32,500,941	33,737,336		
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%)(G)	—	323,590	251,725	220,657	154,078		
	(参考)マーケット・リスク相当額(H)	—	25,887	20,138	17,652	12,326		
計((F)+(G))(I)	41,042,615	37,500,733	33,399,284	32,721,599	33,891,414			
連結自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(I)×100	8.92%	9.12%	12.33%	12.53%	11.31%			

(注) 本表の資本金(平成11年3月末:1,041,767百万円、平成12年3月末:1,041,538百万円、平成13年3月末:1,038,110百万円)は、連結貸借対照表上の資本金1,042,706百万円から自己株式(平成11年3月末:3百万円、平成12年3月末:10百万円、平成13年3月末:42百万円)及び子会社の所有する親会社株式(平成11年3月末:934百万円、平成12年3月末:1,157百万円、平成13年3月末:4,552百万円)を控除したものです。

### 単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:百万円)

項目	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	
基本的項目	資本金 うち非累積的永久優先株	1,042,702	1,042,695	1,042,663
	新株式払込金	411,307	402,772	402,577
	資本準備金	—	—	—
	利益準備金	899,521	899,521	899,521
	任意積立金	120,557	127,691	131,261
	次期繰越利益	56,021	56,028	56,028
	その他	43,423	59,585	109,027
	営業権相当額( )	286,256	285,453	285,575
	計 (A)	2,448,482	2,470,975	2,524,077
	補完的項目	有価証券含み益の45%相当額	—	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		37,831	36,450	31,596
一般貸倒引当金		213,427	198,802	142,826
負債性資本調達手段等		1,333,175	1,286,823	1,111,006
計		1,584,433	1,522,076	1,285,429
うち自己資本への算入額(B)	1,584,433	1,522,076	1,285,429	
準補完的項目	短期劣後債務 うち自己資本への算入額(C)	—	—	—
控除項目	控除項目(D)	999	999	16,999
自己資本	(A)+(B)+(C)-(D)(E)	4,031,916	3,992,051	3,792,507
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	29,586,367	29,627,511	29,547,565
	オフ・バランス取引項目	2,817,420	2,151,879	2,157,620
	信用リスク・アセットの額(F)	32,403,787	31,779,391	31,705,185
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%)(G)	156,966	137,925	135,433
	(参考)マーケット・リスク相当額(H)	12,557	11,034	10,834
計((F)+(G))(I)	32,560,754	31,917,316	31,840,619	
単体自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(I)×100	12.38%	12.50%	11.91%	

(注) 本表の資本金(平成11年3月末:1,042,702百万円、平成12年3月末:1,042,695百万円、平成13年3月末:1,042,663百万円)は、貸借対照表上の資本金1,042,706百万円から自己株式(平成11年3月末:3百万円、平成12年3月末:10百万円、平成13年3月末:42百万円)を控除したものです。

## 連結自己資本比率（国際統一基準）

（単位：百万円）

項目		平成 9 年 3 月末	平成 10 年 3 月末	平成 11 年 3 月末	平成 12 年 3 月末	平成 13 年 3 月末
基本的項目	資本金	/	/	739,575	739,584	738,703
	うち非累積的永久優先株			250,500	250,500	250,500
	新株式払込金			—	—	—
	資本準備金			643,080	643,080	643,080
	うち非累積的永久優先株			250,500	250,500	250,500
	連結剰余金			199,744	242,373	308,724
	連結子会社の少数株主持分			597,816	578,865	606,147
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			556,990	531,070	563,020
	為替換算調整勘定			—	—	32,171
	営業権相当額（ ）			—	—	—
連結調整勘定相当額（ ）	—	—	—	6,224	—	
計（A）	1,984,084	1,948,632	2,180,217	2,203,904	2,258,261	
補完的項目	有価証券含み益の45%相当額	310,912	—	—	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	168,539	128,588	126,143	122,193
	一般貸倒引当金	134,509	176,898	348,087	365,408	232,707
	負債性資本調達手段等	1,427,090	1,495,837	1,625,356	1,652,889	1,653,197
	計	1,872,512	1,841,275	2,102,032	2,144,442	2,008,098
うち自己資本への算入額（B）	1,872,512	1,841,275	2,102,032	2,144,442	1,995,364	
準補完的項目	短期劣後債務	—	—	—	—	—
うち自己資本への算入額（C）	—	—	—	—	—	
控除項目	控除項目（D）	—	10,000	—	—	103,632
自己資本	(A)+(B)+(C)-(D)（E）	3,856,597	3,779,908	4,282,250	4,348,346	4,149,993
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	39,126,426	36,066,324	35,546,530	34,744,749	34,609,029
	オフ・バランス取引項目	4,947,213	4,347,752	3,180,251	2,510,855	3,096,291
	信用リスク・アセットの額（F）	44,073,640	40,414,077	38,726,782	37,255,604	37,705,321
	マーケット・リスク相当額	—	—	—	—	—
	に係る額（(H)/8%）（G）	—	518,537	357,087	221,112	219,900
	(参考)マーケット・リスク相当額（H）	—	41,483	28,567	17,689	17,592
計（(F)+(G)）（I）	44,073,640	40,932,614	39,083,870	37,476,716	37,925,221	
連結自己資本比率（国際統一基準）=(E)/(I)×100	8.75%	9.23%	10.95%	11.60%	10.94%	

（注）本表の資本金（平成 11 年 3 月末：739,575 百万円、平成 12 年 3 月末：739,584 百万円、平成 13 年 3 月末：738,703 百万円）は、連結貸借対照表上の資本金 752,848 百万円から自己株式（平成 11 年 3 月末：25 百万円、平成 12 年 3 月末：16 百万円、平成 13 年 3 月末：4 百万円）及び子会社の所有する親会社株式（平成 11 年 3 月末：13,247 百万円、平成 12 年 3 月末：13,247 百万円、平成 13 年 3 月末：14,140 百万円）を控除したものです。

## 単体自己資本比率（国際統一基準）

（単位：百万円）

項目		平成 11 年 3 月末	平成 12 年 3 月末	平成 13 年 3 月末
基本的項目	資本金	752,823	752,832	752,843
	うち非累積的永久優先株	250,500	250,500	250,500
	新株式払込金	—	—	—
	資本準備金	643,080	643,080	643,080
	うち非累積的永久優先株	250,500	250,500	250,500
	利益準備金	101,079	105,619	110,159
	任意積立金	145,539	165,535	165,532
	次期繰越利益	27,701	32,988	67,299
	その他	556,741	531,070	567,059
	営業権相当額（ ）	—	—	—
計（A）	2,226,965	2,231,125	2,305,975	
補完的項目	有価証券含み益の45%相当額	—	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	127,625	125,180	121,230
	一般貸倒引当金	318,714	357,574	224,953
	負債性資本調達手段等	1,623,356	1,651,168	1,651,808
	計	2,069,695	2,133,922	1,997,991
うち自己資本への算入額（B）	2,069,695	2,133,922	1,997,991	
準補完的項目	短期劣後債務	—	—	—
うち自己資本への算入額（C）	—	—	—	
控除項目	控除項目（D）	35,766	53,766	58,766
自己資本	(A)+(B)+(C)-(D)（E）	4,260,894	4,311,281	4,245,199
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	32,400,638	31,682,488	32,166,297
	オフ・バランス取引項目	3,173,696	2,787,025	3,654,538
	信用リスク・アセットの額（F）	35,574,334	34,469,513	35,820,835
	マーケット・リスク相当額	—	—	—
	に係る額（(H)/8%）（G）	105,462	110,350	125,350
	(参考)マーケット・リスク相当額（H）	8,437	8,828	10,028
計（(F)+(G)）（I）	35,679,797	34,579,863	35,946,185	
単体自己資本比率（国際統一基準）=(E)/(I)×100	11.94%	12.46%	11.80%	

（注）本表の資本金（平成 11 年 3 月末：752,823 百万円、平成 12 年 3 月末：752,832 百万円、平成 13 年 3 月末：752,843 百万円）は、貸借対照表上の資本金 752,848 百万円から自己株式（平成 11 年 3 月末：25 百万円、平成 12 年 3 月末：16 百万円、平成 13 年 3 月末：4 百万円）を控除したものです。

(補足)

「連結自己資本比率」における「基本的項目」中の「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」、及び「単体自己資本比率」における「基本的項目」中の「その他」の概要は次のとおりです。

発行会社

当行が普通株の100%を保有する Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited (所在地は英領ケイマン諸島)

発行証券の種類

非累積型永久優先株

発行期間

償還期日の定めなし。ただし、2009年1月の配当支払日以降の各配当支払日に、金融庁の事前承認を条件に、発行体の判断で償還が可能。

発行総額

283,750百万円(内25,000百万円はシリーズB)

払込日

1998年12月24日(シリーズBは1999年3月30日)

配当

(ア)配当支払日

配当支払日は毎年7月24日と1月24日(休日の場合は翌営業日)

(イ)配当率

変動配当率(あらかじめ定めた期間が経過した後には一定の配当率が上乘せされるようなステップアップ条件は付されていない)

(ウ)配当支払に関する条件概要

(i)本優先株への配当金は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる。

(ii)配当停止事由

以下の条件が発生した場合には配当支払が停止ないし減額される。

a. 当行優先株について当行直近営業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合、または、配当が減額された場合には、同営業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)の配当が、それぞれ停止または同比率で減額される。

b. 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合、または当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(ただし、下記(iii)強制配当事由の不存在を条件とする)には、次期配当が停止される。

c. 当行が支払不能もしくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合、以降の配当は停止される。

(iii)強制配当

当行直近営業年度の当行普通株式の中間または期末配当が支払われた場合には同営業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。ただし、上記(i)の配当総額制限及び、上記(ii)c.の制限に服する。

残余財産請求権

残余財産請求金額は1優先株につき1百万円。なお、本優先株主は、当行優先株の残余財産分配請求権と実質上同順位で当行の残余財産の分配を受ける。

(補足)

「連結自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び、「単体自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」中の「その他」には、以下の2件の優先出資証券が含まれています。

発行体	SB Treasury Company L.L.C. ("SBTC-LLC")	SB Equity Securities (Cayman), Limited ("SBES")
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
発行期間	定めず	定めず
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	18億米ドル	3,400億円 { Series A-1 3,150億円 Series A-2 50億円 Series B 200億円 }
払込日	平成10年2月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ベース・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップアップなし) Series A-2 変動(金利ステップアップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップアップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行が自己資本比率/Tier1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) 当行につき、清算、破産または清算的公司更生が開始された場合 当行優先株 <sup>(注)2</sup> への配当が停止された場合 当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 「損失吸収事由 <sup>(注)1</sup> 」が発生した場合 当行優先株 <sup>(注)2</sup> への配当が停止された場合 当行の配当可能利益が、当行優先株 <sup>(注)2</sup> 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 <sup>(注)3</sup> への配当停止を決めた場合
配当制限	規定なし	当行優先株 <sup>(注)2</sup> への配当が減額された場合は本優先出資証券 <sup>(注)3</sup> への配当も同じ割合で減額される。
配当可能利益制限	規定なし	本優先出資証券 <sup>(注)3</sup> への配当額は、当行の配当可能利益/予想配当可能利益から、当行優先株 <sup>(注)2</sup> 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない <sup>(注)4</sup> 。
残余財産分配請求権	当行優先株 <sup>(注)2</sup> ・永久劣後債務と同格	当行優先株 <sup>(注)2</sup> ・永久劣後債務と同格

(注) 1. 損失吸収事由

当行につき、自己資本比率/Tier1比率の最低水準未達、債務不履行、債務超過、または「管理変更事由」(a.清算事由 清算、破産または清算的公司更生の発生、b.会社更生、会社整理等の手続開始、c.監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし、この場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2. 当行優先株

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行優先株の中で最上位の配当優先権を有する優先株。今後発行される優先株を含む。

3. 本優先出資証券

SBESが今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4. 配当可能利益制限における「残余額の範囲」

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

なお、SBES以外の当行連結子会社が、今後本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行した場合は、本優先出資証券と案分配当証券の配当予定額の合計が上記残余額の範囲内でなければならない。